

尾張旭市立保育所運営支援ボランティア取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、尾張旭市立保育所（以下「保育園」という。）の運営を支援するボランティアの取扱いに関し必要な事項を定め、子育て支援及び児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「ボランティア」とは、自由意思に基づき、知識、技能等は無償で提供する18歳以上の者をいう。

(活動内容)

第3条 ボランティアの活動内容は、保育園が行う保育等の事業の支援に関することとする。

(遵守事項)

第4条 ボランティアは、前条に規定するボランティア活動を行うに当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 園長をはじめとする保育園職員の指示を守ること。
- (2) 保育園利用者に対して、公平かつ平等に接し、利用の妨げになるような行為は行わないこと。
- (3) 保育園利用者から利益を享受しないこと。
- (4) 政治、宗教若しくは営利に関する活動又は公共の利益に反し、若しくは反するおそれのある行為は行わないこと。
- (5) ボランティア活動において知り得た秘密を漏らさないこと。ボランティア活動を退いた後も同様とする。

(登録等)

第5条 保育園においてボランティア活動を希望する個人は尾張旭市立保育所運営支援ボランティア支援登録カード（個人）（第1号様式）により、団体は尾張旭市立保育所運営支援ボランティア登録カード（団体）（第2号様式）により、ボランティアを希望する保育園の園長の確認を受け、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の提出があったものをボランティアとして登録する。

3 登録の期間は、登録された年度末までとする。

(登録の抹消)

第6条 市長は、登録したボランティアが次のいずれかに該当する場合は、登録を抹消することができる。

- (1) 尾張旭市立保育所運営支援ボランティア登録抹消届出書（第3号様式）により、市長に届け出たとき。

- (2) 第4条に定める事項を遵守できないと認められる場合
- (3) 登録内容に虚偽の記載があったとき。
- (4) 保育業務に支障を来すと認められる場合
(報酬等)

第7条 ボランティア活動に対しての報酬、交通費等は、支給しないものとする。
(事故の補償)

第8条 ボランティア活動に際して登録者に事故が生じたときは、市が加入する保険の範囲内で補償するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ボランティアの取扱いに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。